

## 決算審査特別委員会記録 第1号

招 集 場 所	本 部 町 議 会 議 場					
開 会	平成25年9月20日 午前10時00分					
閉 会	平成25年9月20日 午後3時22分					
出席及び欠席委員	役 職 名	氏 名	出席 の別	役 職 名	氏 名	出席 の別
出 席 12名	委員長	西 平 一	出	委 員	仲宗根 宗 弘	出
	副委員長	松 川 秀 清	〃	〃	仲 間 厚 洋	〃
欠 席 1名	委 員	具志堅 勉	〃	〃	崎 原 昇	欠
欠 員 0名	〃	座間味 栄 純	〃	〃	大 城 正 和	出
	〃	宮 城 達 彦	〃	〃	石 川 博 己	〃
凡 例	〃	知 念 重 吉	〃	〃	喜 納 政 樹	〃
出 / 出 席	〃	崎 浜 秀 進	〃	議 長	島 袋 吉 徳	〃
欠 / 欠 席						
当 局 の 出 席 者	町 長	高 良 文 雄	副 町 長	平 良 武 康		
	教 育 長	仲宗根 清 二	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	饒平名 知 政		
	総 務 課 長	上 原 新 吾	企 画 政 策 課 長	安 里 孝 夫		
	住 民 課 長	上 間 辰 巳	町 税 対 策 課 長	松 本 一 也		
	福 祉 課 長	崎 原 誠	保 険 予 防 課 長	仲 榮 眞 修		
	建 設 課 長	屋 富 祖 良 美	産 業 振 興 課 長	伊 野 波 盛 二		
	公 営 企 業 課 長	宮 城 忠	教 育 委 員 会 長 兼 事 務 局 長	仲 宗 根 章		
			商 工 観 光 課 長	宮 城 健		
職務のために出席 した者の職・氏名	事 務 局 長	上 原 正 史	主 事	與 那 嶺 卓		
会 議 の 経 過	別紙のとおり					

## 決算審査特別委員会

議 事 日 程 （ 1 日 目 ）      平成25年 9 月 20 日（金）      午前10時 開会

日程番号	議 案 番 号	件 名
1		決算審査特別委員会委員長・副委員長の互選
2	議案第58号	平成24年度本部町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について (議案説明・審議・採決)
3	議案第59号	平成24年度本部町公共下水道特別会計歳入歳出決算認定について (議案説明・審議・採決)
4	議案第60号	平成24年度本部町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について (議案説明・審議・採決)
5	議案第61号	平成24年度本部町水道事業会計決算認定について (議案説明・審議・採決)
6	議案第57号	平成24年度本部町一般会計歳入歳出決算認定について (議案説明・審議・採決)

○ **臨時委員長 崎浜秀進** これから本日の決算審査特別委員会を開きます。

開 会（午前10時00分）

決算審査特別委員会設置後、初めての委員会であります。本部町議会委員会条例第8条第2項の規定によって、年長委員の崎浜秀進が臨時委員長の職務を行います。各委員のご協力をお願いします。決算審査特別委員会委員長を私が指名したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。

お諮りします。

決算審査特別委員会の委員長に総務文教常任委員長の西平 一委員を指名します。ただいまの指名にご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって決算審査特別委員会の委員長に西平 一委員が選任されました。

これで臨時委員長の職務を終了しました。ご協力大変ありがとうございました。

休憩いたします。

休 憩（午前10時02分）

○ **委員長 西平 一** 再開いたします。再 開（午前10時05分）

おはようございます。ただいま委員長に選任されました西平です。よろしく願いいたします。ただいまから本委員会の副委員長の互選を行います。委員長で指名したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。よって、総務文教常任委員会副委員長の松川秀清委員を副委員長に指名したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって本特別委員会の副委員長に松川秀清委員が選任されました。

これから決算審査特別委員会の日程について、お諮りします。

本日から9月24日までの5日の日程とし、9月20日は議案第58号 平成24年度本部町国民健康保険特別会計歳入歳出決算についてから、議案第59号、議案第60号の各特別会計及び議案第61号 平成24年度本部町水道事業会計決算認定について採決、その後、議案第57号 平成24年度本部町一般会計歳入歳出決算認定についての審議までを行いたいと思います。

9月24日は引き続き、議案第57号 平成24年度本部町一般会計歳入歳出決算認定についての採決まで行う予定にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって、以上のように本特別委員会は本日から9月24日までの5日間の日程に決定いたします。本特別委員会は、お手元に配付されています決算審査特別委員会の申し合わせ事項に従って進めてまいりますので、申し合わせ事項のご確認をお願いいたします。

本日の日程は、お手元に配付してありますとおりでございます。

それでは日程に入る前に、各会計の総括説明を求めます。会計管理者兼会計課長。

○ **会計管理者兼会計課長 饒平名知政** おはようございます。それではご説明いたします。決算説明書のほうでご説明いたします。まず総括ということで1ページ目をお開きいただいて、水道特別会計を除く4会計についてご説明いたします。平成24年度一般会計・各特別会計歳入歳出決算の概要となっております。上の枠のほうですね、平成24年度、左端のほうから読み上げをしていきます。会計名が一般会計、歳入79億3,755万285円、歳出76億2,616万7,625円、差引額3億1,138万2,660円、翌年度へ繰り越すべき財源5,535万2,000円、決算剰余金2億5,603万660円。次に下の欄の国民健康保険特別会計、歳入23億4,069万4,953円、歳出22億3,902万5,036円、差引額1億166万9,917円、翌年度へ繰り越すべき財源がゼロとなっております。決算剰余金差引額の1億166万9,917円となっております。

次に下の欄、後期高齢者医療特別会計、歳入1億821万3,311円、歳出1億732万7,096円、差引額88万6,215円、翌年度へ繰り越すべき財源のほうでゼロ円で決算剰余金は差引額の88万6,215円となっております。

次、下の公共下水道特別会計のほうです。歳入6億3,777万3,992円、歳出6億698万5,741円、差引額3,078万8,251円、翌年度へ繰り越すべき財源152万円、決算剰余金のほうが2,926万8,251円となっております。4会計の合計額が、歳入110億2,423万2,541円、歳出105億7,950万5,498円、差引額4億4,472万7,043円、翌年度へ繰り越すべき財源5,687万2,000円、決算剰余金3億8,785万5,043円となっております。今決算に関しましては4会計とも黒字でございます。ただいまの表の下の方に昨年度、平成24年度の決算概要と対前年度比を掲載してございますので、ご参照いただきたいと思います。以上で説明を終わります。

○ **委員長 西平 一** それでは日程第2. 議案第58号 平成24年度本部町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

休憩いたします。

休 憩 (午前10時11分)

再開いたします。

再 開 (午前10時12分)

保険予防課長。

○ **保険予防課長 仲榮真 修** まず、本部町各会計歳入歳出決算書のほうから議案になっておりますので、そちらのほうから読み上げます。決算書の225ページの次のページをお開きください。

議案第58号 平成24年度本部町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について。平成24年度本部町国民健康保険特別会計歳入歳出決算は次のとおりでありますので、別紙監査委員の意見書を添えて議会の認定を求めます。平成25年9月18日、本部町議会議長 島袋吉徳殿、本部町長 高良文雄。

決算収支につきましては、262ページをお開きください。実質収支に関する調書において、決

算収支の額を申し上げたいと思います。 1. 歳入総額23億4,069万4,953円。 2. 歳出総額22億3,902万5,036円。 3. 歳入歳出差引額1億166万9,917円。 4. 翌年度へ繰り越すべき財源ゼロ。 5. 実質収支額1億166万9,917円となっております。

続きまして、決算収支の概要についてであります。平成24年度歳入歳出決算説明書においてご説明いたします。162ページをお開きください。1. 国民健康保険特別会計について。先ほど歳入、歳出それぞれ額を申し上げました。その主な収支の要因といたしまして、平成24年度における決算状況は実質収支が約1億167万円の黒字となり、単年度収支及び実質単年度収支も黒字となりました。主な要因は、単年度収支は実質収支が対前年度約9,591万8,000円の増によるものであり、実質単年度収支は、単年度収支が黒字であるためでございます。平成23年度から実質収支が黒字であります。国保財政は一般会計からの基準外繰入金に依存している状態でございます。

続きまして、163ページをお開きください。歳入についての概要でございます。歳入総額は約23億4,069万5,000円で、前年度に比べ約2,263万4,000円、1%の減となっております。その要因といたしまして国税の約1,026万5,000円、3.5%の減。一般被保険者にかかる保険給付費の減に伴う国庫支出金の約7,603万7,000円、8.3%の減及び繰入金の約891万2,000円、2.4%の減などがありました。一方、退職被験者等にかかる保険給付費の増に伴う医療給付費交付金の約1,532万円、13.2%の増などがございまして、総額では今申し上げた要因により、減少に転じた歳入の状況となっております。

続きまして、164ページをごらんください。歳出についての概要。歳出総額は約22億3,902万5,000円で、前年度に比べ約1億1,855万2,000円、5%の減となっております。その要因は後期高齢者支援金の約2,181万5,000円、9.5%の増。共同事業拠出金の約1,336万5,000円、3.9%の増、及び国庫負担金精算に伴う諸支出金の約1,604万1,000円、74.3%の増などがあるものの、繰り上げ充用金の約1億7,512万7,000円皆減の減が大きかったことにより、総額では今申し上げましたことにより、減少に転じた歳出の現状となっております。

最後に国税の徴収率について申し上げたいと思います。次のページの165ページをお開きください。国民健康保険税の徴収状況といたしまして、平成24年度は一番上の欄で、一般、退職者、現年度、滞納繰越分を含めて80.39%、前年度のほうが78.27%でございますので、2.12ポイントの増となっております。続きまして、一般被保険者現年分でございますが、これは国の平成21年度までの財政調整交付金のペナルティ対象でありますので、再度、主な国税の徴収率の基本となる指標となっておりますので申し上げたいと思います。一般被保険者の1、2、3と書かれた次の一般被保険者現年度分の徴収率でございます。平成24年度が94.78%、平成23年度が92.78%ということで、前年度よりも2ポイント増加しております。以上、国税の徴収率を申し上げまして、国民健康保険特別会計の決算概要の説明にかえさせていただきたいと思っております。

○ 委員長 西平 一 これから質疑を行います。崎浜秀進委員。

○ 委員 崎浜秀進 担当課長にお聞きしたいと思っております。保険の徴収率、大分上がって

るわけですが、組織的に動いたのか、何か要因があるのか。今までは大分徴収率が悪くて、ペナルティをやられたり、議会でもいろんな指摘を受けてきたわけですが、やはりこの資料を見てみると2.12、前年度よりも上がっているという要因ですね。それをお聞きしたいと思います。

○ 委員長 西平 一 保険予防課長。

○ 保険予防課長 仲榮眞 修 8番 崎浜秀進議員の質疑についてお答えします。

徴収率の2ポイント以上の増の理由でございますが、大きく分けて3点ほどございます。まず平成23年度までは徴収嘱託員制度というもので、納税者に対して徴収を行ってございましたけれども、これを納税相談員という形で名称と業務内容を修正しまして、窓口でもって、納税相談をしながら電話での納税督促をして、納税者に直接来てもらった形での納税の徴収であるとか、納税の督促を行って、役場に来てもらうということで納税意識も高まったのではないかとことがまず1点ございます。それと滞納処分、要は財産の差し押さえとか、主に通帳とかの現金の差し押さえがメインなんですけれども、それを過去2年ほど前から徹底して行っているということが第2点です。3点目でありまして、そういった納税者、あるいは納税がおくれている方々に対して町税対策課と連携を図りながら、徴税のところ及び国保税のところを共通情報でもって対応してきたということと。すみません、もう1点、コンビニ収納、平成24年度からコンビニ収納が始まったということで徴収の方法もひとつバリエーションが増えたということもあって、納税率の向上につながったと分析しております。

○ 委員長 西平 一 崎浜秀進委員。

○ 委員 崎浜秀進 国民健康保険の徴収率については、毎回の議会で指摘を受け、やはり一般会計からの繰り入れ、そういうことも問題になりました。今回の3点にわたる徴収率の要因があるということですので、やはり差し押さえあたりは法的にいろんなものが係ると思いますので、そこら辺よく検討されて、これからもしっかり徴収に励んでいただきたいと。非常に国民健康保険の予算を見ると、今回は非常に徴収率がいいということで上向いてきていますので、ぜひ頑張ってくださいと思っています。

○ 委員長 西平 一 ほかに質疑ありませんか。石川博己委員。

○ 委員 石川博己 説明資料の中で、165ページ、一番上、国民健康保険税、調定額で3億5,645万円、徴収額で出ています。それで徴収率が80%というのが出ているんですけども、こちら辺は詳しく説明をしてもらえないですか。これ過年度分もみんな入っているんですよ。そういうところを説明しないと、国民健康保険税徴収率で大分伸びているということで94%台が出ているんですけども、この資料の中では80%という数字が出ているということは、そこら辺現年度分と過年度分も含めて説明をしてもらわないと、ちょっと理解に苦しむところがあるので、その点ひとつ。

○ 委員長 西平 一 保険予防課長。

○ 保険予防課長 仲榮眞 修 13番 石川委員の徴収率の具体的な説明についてご説明します。

まず165ページをお開きください。今ご質疑がありましたように、平成24年度の国民健康保険税、一般、現年、過年、滞納繰越、退職者、現年、滞納繰越を含めて、約3億5,645万8,000円余りと、徴収額のほうが2億8,655万7,000円余りということで、率にしては80.39%ですけれども、額について少し具体的に説明したいと思います。まず1の一般被保険者国民健康保険税のところなんですけれども、トータルで調定額のほうが約3億3,137万8,000円、平成24年度ですね。平成23年度のほうが約3億5,419万7,000円になっておりまして、全体で約2,200万円ぐらいの調定額が減っておりますけれども、これは現年度のほうで約1,000万円ほどの調定減となっております。1,000万円ほどの減の要因といたしまして、保険者数が約42名減っているということと。国税の資産割というのがございまして、税率の種類別の資産割というのがございまして、その部分で税のほうでも確認をしましたが、固定資産税が若干落ちているということで、この固定資産税相当にかかる資産割のほうで若干落ちている関係上、現年度分で約1,000万円ほどの調定額の減となっております。

○ 委員長 西平 一 休憩いたします。 休 憩（午前10時35分）  
再開いたします。 再 開（午前10時35分）  
保険予防課長。

○ 保険予防課長 仲榮眞 修 80.39%の内訳といたしまして、一般被保険者の現年度分のほうが、平成24年度が94.78%に対し…、ちょっと休憩をお願いします。

○ 委員長 西平 一 休憩いたします。 休 憩（午前10時36分）  
再開いたします。 再 開（午前10時37分）  
保険予防課長。

○ 保険予防課長 仲榮眞 修 国民健康保険税の80.39%の徴収率の中身についてであります。現年度分で79%余り、過年度分で20%余りになっている関係上、合計した金額での徴収率で80.39%になっております。

○ 委員長 西平 一 ほかに質疑ありませんか。大城正和委員。

○ 委員 大城正和 議選の監査委員だけれども、細々のことについてはお尋ねはしませんが、決算特別委員会というのは決算の審査、認定をすることが、平成25年度の決算、次年度に向けての予算編成に向けての大きな指標になるわけです。そういう意味でもう済んだからということで安易で片づけるわけにはいけないと。そこで特別審査委員会を通して、これは細々と審査をして、認定をしていくという作業になると私は思います。特別委員会のメンバーですので、二、三そのトータルでお尋ねをしたいなと思います。先ほどからも歳入のほうの徴収率の件がありましたけれども、94.89%というのは現年度分について、かなりこれは徴収率の努力、アップが見えてきています。一時期93%を切って、2億円ぐらいのペナルティを課された時代もありました。それを改善して94.89%というのはもう画期的な改善で、そして現年度、普通は千四、五百万円ぐらい未済があったけれども、今回は840万円というかなり圧縮してきたなど。そうするといずれは不納欠損も減っていくだろうというふうに努力に対して敬意を表しているところであります。そ

ここで課長、ちょっと数字も確認させてもらいたいんだけど、ちょっと休憩お願いします。

○ 委員長 西平 一 休憩いたします。 休憩（午前10時40分）

再開いたします。 再開（午前10時40分）

大城正和委員。

○ 委員 大城正和 会計、厳しい破綻に陥っていると言われても決して過言ではない。これまで約5年間で10億5,000万円の繰り出しをしてきた。これからまた4年間でしたか、年度ごとの健全化計画の中で入れている金額、計画している金額をちょっと年度ごとに示してくれますか。

○ 委員長 西平 一 保険予防課長。

○ 保険予防課長 仲榮真 修 12番 大城委員の質疑に対してお答えします。

平成25年度から第2次財政計画は始まっておりまして、平成25年度が1億円、平成29年度までの5カ年の間に3億2,000万円の基準外繰り入れをお願いしたいという計画を立てております。

○ 委員長 西平 一 大城正和委員。

○ 委員 大城正和 今どうしてお尋ねしたかといいますと、これまで5年間でいろいろの積み立てあたりからの基金や一般会計から、さらにこれから3億2,000万円という形になりますよね。そういう状況の中で私ども国保会計は厳しい会計を埋め合わせながらここまで来ているわけです。かなりの他会計からの繰り入れをしたなということで、そのやり繰りというのか、努力とはいえない、やり繰りをしながらここまで来た。しかもまだ私どもが今回の決算から見ても9,500万円の単年度収支を出しているけれども、黒を出しているけれども、それも1億5,000万円の基準外を入れての話で、実質的にはもう8,000万円ぐらい赤字を出していくという状況の中で繰り返されているわけです。そういう中でなかなか実質的には改善はされていないということがはっきりと言えると思います。この最大の原因は私、資料をもらいたいんだけど、もしお互いが議会、行政、町民も共通な認識を持って、この国保事業、国保会計の改善に向けて、それはあるべきだと思うところから、一応まず本町が一番がんになっている給付費、医療給付費について資料があれば配っていただきたい。この間も資料表をいただきましたけれども、県内の給付費の番付けがありましたね。この表がありましたら議員に配っていただきたいと思います。

○ 委員長 西平 一 保険予防課長。

○ 保険予防課長 仲榮真 修 今、手元にございますので、至急準備させたいと思います。

○ 委員長 西平 一 休憩いたします。 休憩（午前10時45分）

再開いたします。 再開（午前10時47分）

大城正和委員。

○ 委員 大城正和 資料に基づいてお尋ねしたいなと思います。1人当たりの保険給付額、本部町が26万9,146円と。県内もう3番目と。そしてまた調定に対する負担率と言うのかな、そのほうは本部町は24番目と大体、中ぐらいとなっているけれども、この給付費について26万9,000円、県内の各町村の平均が出ていますよね。この町村の平均まで私たちが努力をすると。何とか数値目標を持って、そこまでは頑張りたいという一つの数字の目標がなければ、努力の方法等に



についても出てこないわけです。今から原因は何を原因するかを話し合いしていきたいんだけど、その差が5万円ぐらい違ってくるわけですよ、1人当たりの給付費が、県内平均の。その5万円が本町の負担額は幾らになります。平均に対して、本町の。医療費全体で幾らになります。5万円を掛けたら、被保険者のを掛けて、これ町負担がどれだけになりますか。

○ 委員長 西平 一 保険予防課長。

○ 保険予防課長 仲榮真 修 12番 大城委員の質問にお答えします。

先ほど委員から質疑がありました約5万円前後の差額を被保険者数で割り戻しをしますと、約2億3,000万円の差額になります。

この資料は保険給付費になっておりますので、こちらが支払った保険料になりますので、約7割分の金額になります。全体の医療費の7割、本部町が支払った保険料ですので…。

○ 委員長 西平 一 休憩いたします。

休 憩 (午前10時51分)

再開いたします。

再 開 (午前10時53分)

大城正和委員。

○ 委員 大城正和 いろいろ数字を整理するのに時間がかかっていますので、私の認識では恐らく平均と5万円違えば、恐らく先ほどあった医療費で2億3,000万円ぐらいの差がつくなど。そうすると本部町負担どうなるのかと。従来私どもが認識していたのが、その25%と。約6,000万円ぐらいの本町が平均に対してその持ち出しがあるなどという金額になると、私は理解しているところです。そういうふうに私どもが毎年1億円近い、単年度収支赤字を出していく中で、このあたりの給付の圧縮しない限りは、これは今徴収率はなかなか頑張っていて、94.89%までいっているので努力の跡が見えるし、これはもう歳入歳出並行して対策をしていかなければ、この会計はもう直らないということは言うまでもありませんが、どういう形でこの給付を圧縮するかということ絶えず表ではああだこうだ、お互いのその言葉では、答弁の中では出てきますけれども、一向にこれはよくなりません。いつも減の状態が続く。このことについて、それは過去にも申し上げたけれども、ここで町長、私、提言したいなと思います。この会計はほんとに他町村と比べて、他町村の優れた町村の保険会計、保険事業等、それをお互いが学びながら、その資料を取り寄せながら、その方法等について私たちが研究をしていかないと、とても私はこれは改善できないと。いつも決算のたびに議会から追求されて頑張りますよ、頑張りますよということで、一向にこの10年間直っていないと。ますます悪化してきた。それについては改めて私は提言したいんだけど、この国保事業、国保会計について、これは他会計から入れて埋め合わせをして健全化を図るものではないわけです。そうではなくて本当の意味での国保事業会計の健全化対策をしてもらいたいなど。それに対しては名称はどうであれ、国保事業、国保会計の健全化対策協議会、そういうふうなものでも打ち上げて、例えば一緒になって、行政、議会、それから連合会、県の窓口、それから識者、総合的に本部町の事業会計がどういうふうになっているのか。ほかの町村と比べて、どうしてそこまで悪化するのかということについて真剣にそれは実態を検証して、対策をとる必要があると思うわけです。このこと絶えず私は言うんだけど、なかなか進めてく

れない。例えばこの説明書にも出てきたけれども、この給付費というのが入院なのか、入院外なのか、調剤なのか、どこに比率が高いのか、どこに原因があるのかと、いろいろあるわけですよ。これを実態を知らないでは、実態に向けての改善策は出てこないですよ。このことをぜひ、対策を協議会なるものを立ち上げて、みんなで検討してもらいたいと思います。行政だけを責めるわけではないですよ。町民からも代表を送る、識者も入れる。どうしてうちの会計こうなのかなということについて真剣に議論していただきたいと思います。そこでまたレセのチェックの件についても、今連合会に渡しているけれども、連合から返ってきても本町でレセのチェックをしながら、過誤についてもかなりの金額はこの間、資料をもらいましたけれども、2,400万円ぐらいの過誤があると。連合会を通してはまだそれだけの過誤が出てくるということは、これは正常なのかなと。ほかの町村と比べてどうなのかなと。そのチェック体制が、レセのチェック体制がしっかりできているのかどうか。その辺も含めた協議会なるものが、そこで出れば、お互いがチェックしてみるということも大事だと思う。聞くところによると、レセのチェックに当たっている職員が今月で辞められると、交代するということが聞いていますので、このレセのチェックに対する怠りがないようにしっかりと過誤の調整で出てこないように体制をとってもらいたいという、この2点について町長のご見解を賜りたいと思います。

○ 委員長 西平 一 町長。

○ 町長 高良文雄 国保の件については、まさしく委員おっしゃるとおりでありまして、非常に詳しくご理解をされて、その時々でいろいろと提言なり、アドバイスをいただいているところであります。まず私ちょっと余談になりますが、行政運営をしていく上で一番大事なのは医療の確保だと思うんです。命を守るというふうなことで、これは国保の健全化というのは最重要課題だと私は認識をしております。細かいことは余り申し上げませんが、委員おっしゃるデータ等々、全くそのとおりでありまして、ヌーゲーヤー、この本部、こんなに、言ったら失礼だが、こういうことが上位になると、要するに医療費とか病院が多いというのは、これとっても健康のまちづくり、観光文化のまちという中で非常にマイナスイメージになってしまうという、これは皆さん共通認識だと思っております。さて、どう取り組むかというふうなことは、今おっしゃるとおりでまず医療費の抑制、これが一番大きいと思います。じゃあどうすればいいかというふうなことになるわけですが、やっぱりこれは個々人の自分の健康に対する認識も含めて、やっぱり地域、まち全体で健康なまちづくりの取り組み、どうするかというふうな話なんです、そこでやっぱりまず町内の言われるような関係機関と協働した取り組み、あるいはまた役場内の例えば福祉課、教育委員会だとか、あとほかの課を含めてのプロジェクトチームなりをというふうなことで、前から私は考えて、いろいろ議論はしているんですが、なかなか徴収の件に頭が行き過ぎて、その辺の、また上の段階の総合的な段階での取り組みが弱いということは否めない事実であります。例えば今ありましたように医療費の抑制の中でも、当面の策として例えば薬剤の場合ですとジェネリックとか、安い薬の問題だとか、あるいはかかりつけ医の問題だとか、あんまり病院の併用をしないんだとか、そういったアドバイスとか、そういったことも日ごろから町民に対して啓蒙

というか、それも必要ではなかろうかというふうな感じもいたします。一方では保険料の適正な確保、これも当然な話でございます、そういったこと等を含めて、ほんとに恥ずかしい話なんですね、これ上位、5番以内に全部入っていると。例えば調剤も含めて、入院とか外来とか、これは医療全体で上位3位というふうなことで、ちょっとチェックしてみますと例えば低い竹富を例に出しますと、竹富あたりとは10万円も違うんですね、1人当たりの医療費。これはほんとうかいなと思うぐらい、びっくりするほどの数字でありまして、審査意見書にもあるとおり、県平均しても5万円が高いと。それを改善すれば1億5,000万円も入れているのが、5,000万円ぐらいには何とか努力すれば、二、三年のうちには可能ではないのかなというふうな形で、私どもも総論ではなくて、数値目標を持って努力をしていきたいと考えております。あと委員の提言のありました協議会、これもぜひ必要だろうと思っておりますし、あと役場内のプロジェクトチームというふうな形で、ほんとにその場限りの答弁とか説明ではなくて、取り組まなければもうこれ、ほんとに国保事業そのものが破綻してしまうのではないかなというふうな懸念もしております。一方では情報なんです、いわゆる国保事業そのものが日本全体でもう破綻状態にあるのではないかなというふうなことも言われております。県内の市町村で約6割が一般から入れないと、数字はちょっとはっきりは覚えていませんが、半分以上の市町村は、いわゆる制度としては独立採算であるが、赤字だろうというような情報も新聞等々にも載っております。そのあたりも国のほうもやっとなかなか腰を上げて、国レベルの検討会あたりで、県単一事業にしよう、国保事業をですね。いわゆる介護広域とか、後期高齢のやり方だとか、組合方式、そういったやり方の組合方式、あるいはまた県が保険者になるとか、そういった広域で保険事業を取り組まない、今後の少子高齢化には対応できないだろうというようなことで、やっとなかなか腰を上げて、そういうことで平成27年度から正式に何か案をまとめるとか、あと平成29年あたりから実施できればとかいうようなことが、国保新聞等々でも情報はありますので、それはそれとして置いておいて、先ほど申し上げたように最善の努力を私ども町としてもやってまいりたいと考えております。

○ 委員長 西平 一 大城正和委員。

○ 委員 大城正和 改めて町長にお伺いします。今ちょっと努力をしたいというお話ですけども、どうも歯切れが悪い、私が提言したことについて、なかなかすっきり返ってこない。今言う庁内でプロジェクトチームだとか、いろいろ今までやってきたはずなんです。何年かの間に。担当課だけの問題ではなくて、横との連携、徴収等の問題、いろいろ歳入歳出を含めたやり方をしてきたと思う。また、プロジェクトチームを庁内につくると。そういうことも話があるけれども、もう少し部外者を入れて、ほんとの実態を検証してみると、どこに原因があるのか。そのことが私は一番のやるべきことではないかなと思います。恐らく庁舎内だけでは、この問題はなかなか処理できませんよ。ここまで町民の予算を10億、13億円、ここまで会計から入れてお互いの命を守るためにやっているんだけど、そのために一般会計の事業ができなくなっていくということにつながっていくわけです。これは本町の大きな私は課題だなと思うので、英断を持って対策協議会なるものをつくって、ほんとにどこから手をつけていけば改善していけるのかという

ことを真剣に考えていただきたいと思いますが、検討する、立ち上げることについて、もう一度町長の答弁をお願いします。

○ 委員長 西平 一 町長。

○ 町長 高良文雄 先ほどちょっと舌足らずだったのかなと思うんですが、いわゆる協議会方式、いわゆる専門、例えばの話、国保連とか、医師会とか、いわゆる関係の団体含めて、専門家も含めて、これはそれとしてやりたいと、やるということで、庁内プロジェクトの話もありましたが、あえて申し上げれば今はなかなか徴収の問題に視点が行き過ぎていたところもあるので、その辺はやっぱりまた健康づくり、医療にかからない、そういう視点でまた庁内のプロジェクトも、あるいはまた協議会は協議会として専門的な分野から組織をして進めてまいりたいと考えております。

○ 委員長 西平 一 ほかに質疑ありませんか。具志堅 勉委員。

○ 委員 具志堅 勉 保健予防課長にお聞きしたいです。国民健康保険税ですね、41市町村、計算の仕方は一緒ですか。

○ 委員長 西平 一 保険予防課長。

○ 保険予防課長 仲榮真 修 1番 具志堅議員の質疑にお答えします。

賦課方式については一緒になっております。

○ 委員長 西平 一 ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

これで質疑を終わります。

これから議案第58号 平成24年度本部町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを諮りします。

本案は認定すべきものとしてご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第58号 平成24年度本部町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定については、認定すべきものと決定いたします。

休憩いたします。

休憩 (午前11時08分)

再開いたします。

再開 (午前11時17分)

保険予防課長。

○ 保険予防課長 仲榮真 修 先ほど1番の具志堅委員の質疑の中で、決算方法が一緒かという質疑の内容について、ちょっと訂正をして、おわび申し上げたいと思います。国保税の算定には4種類がございまして、所得割、資産割、均等割、平等割、この4種類の合算でもって国保税が税として算定されるんですけども、この4種類をとるか、あるいは1種類抜いて、3種類にするかという形で算定の4か3を選定するかによって、国保税の賦課の種類が変わってきますので、おのおの各市町村において、算定の種類は変わっております。以上です。

日程第3. 議案第59号 平成24年度本部町公共下水道特別会計歳入歳出決算認定についてを議

題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。公営企業課長。

○ **公営企業課長 宮城 忠** おはようございます。決算書の緑の冊子の263ページのほうから公共下水道特別会計歳入歳出決算認定書になっております。

議案第59号 平成24年度本部町公共下水道特別会計歳入歳出決算認定について。平成24年度本部町公共下水道特別会計歳入歳出の決算は次のとおりでありますので、別紙監査委員の意見書を添えて議会の認定を求めます。平成25年9月18日、本部町議会議長 島袋吉徳殿。本部町長 高良文雄。

内容については白い冊子の歳入歳出決算書でご説明します。説明書の208ページをお開きください。1 公共下水道特別会計について。1) 平成24年度決算収支の状況(総括)。①予算額7億1,969万7,000円、②歳入総額6億3,777万3,992円、③歳出総額6億698万5,741円、④歳入歳出差引額3,078万8,251円、⑤翌年度に繰り越すべき財源152万円、⑥実質収支2,926万8,251円。平成24年度公共下水道特別会計における歳入歳出決算額は、歳入6億3,777万4,000円(35.35%の増)、歳出6億698万6,000円(36.50%の増)となっております。翌年度繰越事業費が152万円で実質収支は2,926万8,251円となっております。

次の209ページお願いします。歳入状況でございます。歳入総額は6億3,777万4,000円で前年度に比べ35.35%の増となっております。その主な要因は、普通建設事業に伴う国庫補助金7,555万7,000円(70.33%)の増及び町債6,010万円(83.94%)の増が挙げられます。

次の下の210ページお願いします。歳出状況でございます。歳出総額は6億698万6,000円で前年度に比べ36.50%の増となっております。その主な要因は、普通建設事業(施設新設改良費)に伴う施設費1億1,750万3,000円(45.06%)の増が挙げられます。以上で説明を終わりたいと思いますが、水洗化向上率対策については、今後も水洗化向上に向けた啓蒙活動を行うとともに、未接続者への戸別家庭訪問を行い、接続特例の強化を図り、水洗化率の向上に努めてまいります。また使用料、収納対策については文書による督促、催促、納付誓約制約または戸別訪問などの強化を行い、収入未済額の減及び消滅時効にならないよう努めてまいります。これで説明を終わります。

○ **委員長 西平 一** これから質疑を行います。石川博己委員。

○ **委員 石川博己** 1点だけ確認したいと思います。説明資料25ページなんですけれども、歳入の部分で使用料及び手数料、構成比率で22%なんですけれども、この構成比率の率をどれぐらいまで上げたら下水道は健全な運営と言えるんですか。要するに総予算の中の手数料及び使用料で、どれぐらい埋め合わせをしたら通常言われている、事業ですから、公共下水道という。意見書です。これちょっと説明できませんか。どれぐらい使用料で賄えればいいのかということなんですけれども、それと水洗化率80%ということなんですけれども、その点についても大分改善されているなという感じがするんですけれども、説明をお願いします。

○ **委員長 西平 一** 休憩いたします。

休 憩 (午前11時32分)

再開いたします。

再 開（午前11時35分）

ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから議案第59号 平成24年度本部町公共下水道特別会計歳入歳出決算認定についてをお諮りします。

本案は認定すべきものとしてご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第59号 平成24年度本部町公共下水道特別会計歳入歳出決算認定については、認定すべきものと決定いたします。

日程第4. 議案第60号 平成24年度本部町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。保険予防課長。

○ 保険予防課長 仲榮眞 修 後期高齢者関係の説明ですけれども、緑の本部町各会計歳入決算書のほうで提案理由を述べたいと思います。284ページの次のページをお開きください。285ページ前後になります。

議案第60号 平成24年度本部町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について。平成24年度本部町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算は次のとおりでありますので、別紙監査委員の意見書を添えて議会の認定を求めます。平成25年9月18日、本部町議会議長 島袋吉徳殿。本部町長 高良文雄。

決算収支につきましては299ページをお開きください。実質収支に関する調書でもって決算収支を申し上げます。1. 歳入総額1億821万3,311円。2. 歳出総額1億732万7,096円。3. 歳入歳出差引額88万6,215円。4. 翌年度へ繰り越すべき財源ゼロ。5. 実質収支額88万6,215円。

続きまして、保険税のことについて説明をしたいと思います。今度は平成24年度歳入歳出決算説明書のほうをごらんください。221ページ、後期高齢者医療につきましては、窓口業務で保険料を徴収しまして、後期高齢者広域連合のほうへ、その保険料を納付する形になっておりまして、その保険料の額と徴収率についてご説明したいと思います。まず、221ページの後期高齢者医療保険料、現年度分の特別徴収保険料でございますが、調定額のほうが3,644万9,810円、収入済額3,644万9,810円で、徴収率100%となっております。続きまして、下の普通徴収保険料でございますが、真ん中のほうの調定額1,255万3,067円、収入済額1,252万1,128円、徴収率でございますけれども、説明のほうにございまして99.75%となっております。なお、未納額の3万1,939円、4人分でございますが、7月末現在で完納となっております。

222ページ、お開きください。上の普通徴収の滞納繰越分でございますが、真ん中あたりの調定額7万4,774円、収入済額7万4,774円、滞納繰越分の徴収率100%となっております。以上、決算収支及び保険料の徴収率、徴収額についてのご説明を終わります。

○ 委員長 西平 一 これから質疑を行います。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。

これから議案第60号 平成24年度本部町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてをお諮りします。

本案は認定すべきものとしてご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第60号 平成24年度本部町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については、認定すべきものと決定します。

休憩いたします。

休 憩 (午前11時41分)

再開いたします。

再 開 (午後1時30分)

日程第5. 議案第61号 平成24年度本部町水道事業会計決算認定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。公営企業課長。

○ 公営企業課長 宮城 忠 それでは薄い冊子の本部町水道会計決算書でご説明いたします。

議案第61号 平成24年度本部町水道事業会計決算認定について。平成24年度本部町水道事業会計決算認定について、地方公営企業法第30条及び第32条により議会の認定を求めます。平成25年9月18日提出。本部町議会議長 島袋吉徳殿。本部町長 高良文雄。

次のページは目次となっていますので、次の1ページ、2ページをお願いします。平成24年度本部町水道事業決算報告書。(1) 収益的収入及び支出。収入、第1款 水道事業収益、予算額4億295万7,000円、決算額3億9,320万9,132円。第1款第1項 営業収益、予算額4億155万6,000円、決算額3億9,183万8,920円。第1款第2項 営業外収益、予算額139万9,000円、決算額137万212円となっております。

次に支出でございます。第1款 水道事業費、予算額3億7,718万円、決算額3億5,587万5,465円。第1款第1項 営業費用、予算額3億2,504万3,000円、決算額3億1,001万2,694円。第2項 営業外費用、予算額4,778万円、決算額4,415万7,427円。第3項 特別損失、予算額2,000円の費目存置に対し、決算額170万5,344円。第4項 予備費、予算額435万5,000円、決算額ゼロ円となっております。

次の3ページ、4ページをお願いします。(2) 資本的収入及び支出の収入。第1款 資本的収入、予算額4億1,840万6,000円、決算額2億6,840万円。第1款第1項 企業債、予算額2億5,090万円、決算額1億7,590万円。1款第5項補助金1億6,750万1,000円、決算額9,250万円、企業債の決算額1億7,590万円の内訳は、建設改良費の自己負担分の借入金9,250万円と高金利の借入金の繰り上げ償還に伴う借換債8,340万円で、昭和62年から平成4年に金利5%以上で借入れしていたものを0.07%と0.14%で借り換えができましたということです。この補助金は建設改良費、第4次拡張事業計画に基づき、伊豆味地区の老朽化した漏水管、送水管、排水管改修事業工事に伴う国庫補助金、補助金額の2分の1でございます。

次に支出でございます。第1款 資本的支出、予算額5億1,279万6,000円、決算額3億6,064万161円。第1款第1項 建設改良費、予算額3億3,697万1,000円、決算額1億8,516万4,000円。この建設改良費は先ほど収入のほうでご説明いたしました伊豆味地区の工事費でございます。第2項企業償還金、予算額1億7,582万2,000円、決算額1億7,547万6,161円となっております。

5ページの累計赤字の一番下の行、当年度未処理欠損金1,836万7,073円の解消については、督促、催促、納付誓約または戸別訪問などの強化を行い収入未済額の減、経費削減のため、有収率の向上に努めます。以上で決算説明を終わりたいと思います。

○ 委員長 西平 一 これから質疑を行います。大城正和委員。

○ 委員 大城正和 1点だけちょっと確認したいと思います。22ページ、23ページの企業債の明細書がついていますがけれども、上から6行目、これは当期償還額に償還されて今、残高ゼロになっているけれども、これと25ページの一番下の財政融資9,250万円が出ているけれども、それとの兼ね合いなのかどうなのか。何か借りかえなのかどうなのか、その辺の確認をちょっと説明してもらえますか。

○ 委員長 西平 一 公営企業課長。

○ 公営企業課長 宮城 忠 12番 大城委員に説明いたします。

22ページの1行目から3行目までの利率5.2%から5.5%なんですけれども、それも借りかえて今0.07%に借りかえています。25ページの財政融資の件は、通常の起債借り入れでやっているということです。平成25年度分が通常の起債の借り入れとなっております。

○ 委員長 西平 一 休憩いたします。

休 憩 (午後1時45分)

再開いたします。

再 開 (午後1時45分)

公営企業課長。

○ 公営企業課長 宮城 忠 12番 大城委員に説明します。

24ページの借りかえ、平成25年3月22日の3件分、1,540万円と2,560万円、4,240万円が借りかえたものです。

○ 委員長 西平 一 大城正和委員。

○ 委員 大城正和 わかりました。その借りかえによって、両利率からしてどれだけの利益が出ているのか、その辺を教えてください。今それは5%以上ものが大体切りかえたように見受けられますけれども、これに近い4%台もありますよね。このあたりは今後どのような、できるのかどうか。法的にできるのか、あとどういう考えなのか。今もう1%を切っていますよね。高い金利のままが4%まで払っているという状況の中で。今後どういう見通し、どういう計画なのか。まず、今回の借りかえについてのどれだけの差益が出たのか、教えてください。

○ 委員長 西平 一 公営企業課長。

○ 公営企業課長 宮城 忠 12番 大城委員に説明いたします。

借りかえが5%以上ということになっていまして、4%までもそのままになるかと思えます。その率で支払返還になっていくと思えます。5%以上が借りかえだという。国が認めていないと



ということです。

○ 委員長 西平 一 休憩いたします。

休 憩（午後 1 時 48 分）

再開いたします。

再 開（午後 1 時 54 分）

大城正和委員。

○ 委員 大城正和 今説明があったとおり、かなりの金額が支払利息を圧縮されるということが、これかねがねそのことについてお互い議会の場で何とかならないだろうかということで、話し合いをしたけれども、なかなか進まなかった。そして今回、国の 5% 以上については認めてくれるということとこれだけの利息の差益が出るということは、これは大変な会計である。これは改善ですよね。例えば支払利息にしても損益計算書を見ても、営業収益の約 10% を超えていると、支払利息、営業外費用が。その中でかなり金利負担があるなというふうに切に思うんだけど、今回借りにかえによって、あれだけの費用が圧縮できるということは、これはもう画期的だと。それ 4% 以上を拾ってみても約 1 億円ぐらい残っているので、これも早い時期に国と自治体のほうで折衝をしながら、今の低金利の時代にそぐわない。これが非常に負担をかかっている。町村の水道会計で。このことについて絶えず本題を提起しながら、借りにかえできるような 4% まで 1 億円ぐらいありますよね。そのことについての国へのアプローチをすべきだと思いますけれども、そういうことについて町長に伺います。

○ 委員長 西平 一 町長。

○ 町長 高良文雄 大城委員にお答えします。なかなかそういう今、5% で国のほうは線引きをしてやっておりますが、このあたりは県を通じたり、即そういう情報があれば我々は 4% 台まで可能だというような情報があれば、素早くこのあたりをキャッチして対応をしていきたいなとこう思っております。委員おっしゃるように、これは相当な額が 4% 台もまだ残っておりますので、そういった意味では非常にいいアドバイスだなと感じております。

○ 委員長 西平 一 ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

質疑なしと認めます。

これから議案第 61 号 平成 24 年度本部町水道事業会計決算認定についてをお諮りします。

本案は認定すべきものとしてご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第 61 号 平成 24 年度本部町水道事業会計決算認定については、認定すべきものと決定いたします。

日程第 6. 議案第 57 号 平成 24 年度本部町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。会計管理者兼会計課長。

○ 会計管理者兼会計課長 饒平名知政 それでは平成 24 年度本部町一般会計歳入歳出決算認定について、ご説明いたします。

議案第 57 号 平成 24 年度本部町一般会計歳入歳出決算認定について。平成 24 年度本部町一般会

計歳入歳出決算は、次のとおりでありますので、別紙監査委員の意見書を添えて議会の認定を求めます。平成25年9月18日、本部町議会議長 島袋吉徳殿。本部町長 高良文雄。

次に決算説明書、白いページのほうです。2ページ目、よろしく申し上げます。1一般会計について。(1)平成24年度決算収支の状況(総括)ということでございます。①予算現額89億8,690万5,000円。②歳入総額79億3,755万285円。③歳出総額76億2,616万7,625円。④歳入歳出差引額3億1,138万2,660円。⑤翌年度に繰り越すべき財源5,535万2,000円。⑥実質収支2億5,603万660円となっております。下のほうちょっと読み上げます。平成24年度における決算状況は、実質収支は2億5,603万円の黒字となり、単年度収支は赤字、実質単年度収支は黒字となっております。主な要因といたしましては、単年度収支は実質収支が対前年度2,227万6,000円の減によるものであり、実質単年度収支は積立金及び繰上償還金の増によるものであります。歳出においては、経常収支である義務的経費の抑制が図られ、財政状況の改善に寄与しています。次ページ以降の歳入歳出決算概要から、当町の財政状況は平成20年度から改善傾向が継続している。しかし、当町は、財源が脆弱で依存財源が8割弱を占めている団体であり、国の地方財政計画に大きく左右される状況である。今後とも国の動向を注視し、補助金等を活用しながら行財政運営を行っていく必要があります。

次のページ、お願いします。歳入の状況でございます。このほうもちょっと読み上げいたします。前年度と比較して5億3,886万7,000円(7.3%)の増となっております。一般財源は、1億7,340万3,000円(3.8%)の減となっております。町税2,851万円増及び財産収入3,206万円の増があるものの、地方交付税3,501万円減、繰越金6,587万円減と比重の大きさが主な要因であります。特定財源は7億1,122万7,000円(25%)の増となっております。その要因は、県支出金において、沖縄振興特別推進交付金の4億900万円の増、また地方債5億5,500万円の増があります。

次のページをめくっていただきまして、5ページです。(3)歳出の状況でございます。このほうも読み上げいたします。歳出状況については、前年度と比較して5億1,379万5,000円(7.2%)の増となっております。義務的経費は7,178万4,000円(2.6%)の減となっております。その要因は、人件費は、退職手当負担金の増による485万9,000円(0.5%)の増になって、扶助費については身障福祉サービス事業等の増により2,641万9,000円(2.5%)の増、公債費は1億306万2,000円(12.7%)の減があったことによります。投資的経費は5億7,810万3,000円(35.9%)の増となりました。その要因については普通建設事業費は、本部小学校等新築事業費の増により6億4,419万3,000円(41.4%)の増、災害復旧事業費につきましては6,609万円(84.7%)の減となりました。その他経費について747万6,000円(0.2%)の増となっております。その要因といたしまして、補助費等が、消防組合などの負担金の増等による4,160万円(6.0%)の増によるものであります。総額では、前記により町の支出の状況につきましては、増額に至っている歳出状況となりました。以上で説明を終わります。

○ 委員長 西平 一 これから歳入について質疑を行います。石川博己委員。

○ 委員 石川博己 決算審査意見書の中で2ページ、第1表の2一般会計歳入調定額に対する

決算額で、収入未済額が8億1,765万8,000円、この内訳についてちょっと説明してもらえますか。調定をされたのに、これだけの金額の収入未済額があるというのはちょっと大きすぎるという感じがしますので、大枠は国庫支出金が入っていないというのがあるんですけども、説明をお願いします。

○ 委員長 西平 一 総務課長。

○ 総務課長 上原新吾 13番 石川委員に説明いたします。

収入未済額ですが、町税のほうで1億1,200万円余り、この決算書の1ページ、2ページをお開きください。歳入のほうで1款から町税とあります。町税のほうに収入未済額のほうに数字がある部分です。その部分が収入未済額となります。調定額から収入未済額を差し引いた額、それと不納欠損額を差し引いた額ということです。町税のほうで1億1,200万円余り、続きまして1ページ、2ページの13款分担金及び負担金の92万7,000円、次ページのほうの3ページ、4ページ、14款使用料及び手数料のほうで収入未済額が550万円余り、あと国庫支出金、これは繰越金等が主ではあるんですが、その部分が6億8,800万円余りということでございます。

○ 委員長 西平 一 休憩いたします。

休 憩 (午後2時11分)

再開いたします。

再 開 (午後2時12分)

総務課長。

○ 総務課長 上原新吾 この国庫のほうで6億余りのものなんですが収入未済額、ほとんどこの分については繰り越し事業、交付決定は調定で起こしていますが、繰り越しているものですかから実際には収入は事業執行をした部分のみ、出納整理期間までに入っていると。その部分については翌年度に事業を執行しますので、平成25年度の決算額として入ってくるということでございます。

○ 委員長 西平 一 ほかに質疑ございませんか。仲間厚洋委員。

○ 委員 仲間厚洋 不納欠損についてお尋ねしたいと思います。不納欠損については一定程度の割合で発生するのはやむを得ないだろうと思いますけれども、とてもわかりやすい報告が出ているので、その中から町税、たばこ税、固定資産税、軽自動車税、国保も入っていますけれども、この理由の中で生活保護不現住とか、実態なし、資産なしについてはやむを得ないんだろうなと思うんですけども、この5年時効について、これはどうですか、これはやむを得ないものなんですかね。

○ 委員長 西平 一 仲間委員、聞こえないのでもう一度。仲間厚洋委員。

○ 委員 仲間厚洋 欠損の理由の中で、5年時効というのがありますよね。これはやむを得ないものなのか。ほかのものは資産なしとか、生活困窮、そういったものはやむを得ないと思うんですけども。どういう理由ですか、これ。

○ 委員長 西平 一 町税対策課長。

○ 町税対策課長 松本一也 仲間委員のほうに説明いたします。

地方税法の第18条の不納欠損について、これはやむを得ないものなのかということの質疑なん

ですけれども、18条につきましては5年時効に係る部分の不納欠損になっております。ご存じだ  
と思うんですけれども、一定期間、税につきましては5年が過ぎるものについては時効期限がご  
ざいまして、それが本人の申し出によって、時効ですよと。本人払う意思自体もないというこ  
とになれば、自動的に時効が成立するということになりまして、それによって不納欠損をせざる  
を得ないということでございます。

○ 委員長 西平 一 仲間厚洋委員。

○ 委員 仲間厚洋 その時効制度はわかっていますよ。何で時効にするのかということなんで  
すよ、私が聞きたいのは。やむを得ないものではないでしょう、これは。ひとつ払う意思がない  
という申し入れがあれば時効は成立すると今おっしゃいましたよね。そうではないでしょう。経  
過すれば自然にもう時効なんですよ。公共のものについては。民間のものとは違いますよ、これは。  
払おうというならば皆さん歳入するんですか。そうではないでしょう。私がお尋ねしたのは、こ  
れ何年か前にも指摘しているつもりなんですけれども。時効については皆さんがきちんと管理す  
ればかかるはずないんですよ。何年も前からそれ、同じことを言っていますよ、私。だからやむ  
を得なかったのかと聞いているんです。どういう事態でこういうことになったのかということ  
です。不注意でしょう、皆さんの。

○ 委員長 西平 一 町税対策課長。

○ 町税対策課長 松本一也 説明不足でございましたので、改めて説明いたします。

18条の要件につきましては、ご指摘のとおり5年が経過をすれば時効に達するんですけれども、  
その間に我々は滞納処分も含めて、その方々が税の担税力があるかどうかというものを確認しな  
いといけないということがあります。その時点で例えば2年、3年滞納していますと、その方の  
資産を調査して、実質もう資産もない、資力もないということであれば時効停止をかけて、本来  
ですと時効停止をかけて、5年待たずに不納欠損という形になるんですけれども、おっしゃるよ  
うに5年に達している分については何らかの、5ページのほうを見ていただければわかるんです  
が、5ページの一番下のほうに18条の主要件と書いてありますが、この主要件につきましては、  
18条の内容を記しているものではなくて、我々のほうでこういったケースで18条に達しています  
よということを書いてあるものです。ちょっと読み上げますけれども、相続人の不在及び居所不  
明などで資産調査が不可で、15条関連の判断ができなかった者と、滞納処分を実施したものの着  
手時点で一部時効がもう既に完成していた者という形での今回の18条での不納欠損という形に  
なっております。ただ、上の表を見てもわかると思うんですが、まだ5年以上の債権も残ってい  
る状況もありますので、ご指摘のとおりしっかり調査して、5年時効にならないような形で今後  
努めていきたいと思っております。

○ 委員長 西平 一 休憩いたします。

休 憩 (午後2時19分)

再開いたします。

再 開 (午後2時30分)

ほかに質疑ございませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで歳入の質疑を終わります。

休憩いたします。

休 憩（午後2時31分）

再開いたします。

再 開（午後2時46分）

大城正和委員。

○ 委員 大城正和 1点だけちょっと確認する意味でお尋ねしますが、8ページ、不用額について1億5,900万円、かなり大きいなという感じをします。ある意味では執行能力の問題を問われたりしますけれども、どうも拾い集めたら1億5,900万円になりますという感じになっていきますけれども、大体主だった大きい金額については、そこで説明を加えていただきたいと思います。

○ 委員長 西平 一 総務課長。

○ 総務課長 上原新吾 決算書の59、60ページなのですが、不用額のほうです。職員手当と共済費のほうで、合計270万円余り不用額を出しています。その部分については共済費の率、職員手当等のこの減額部分をやっていなかったために、400万円余りの不用額が出ております。本来であれば減額措置をしてやるべきだったかと思いますが、その部分大きな額ではありますが、そういう不用額が出ております。大変申しわけございません。

○ 委員長 西平 一 福祉課長。

○ 福祉課長 崎原 誠 5ページ、6ページの民生費、福祉のほうに当たるものなので説明をいたします。一番大きな不用額は104ページを開いてもらってもよろしいでしょうか。身体障害者福祉費のほうで扶助費が1,600万円余り不用となっております。内容といたしましては、身体障がい者の扶助費、106ページの中段あたりから約26項目の障がい者関係の扶助費の各サービス等があります。内容としましては、各サービスにおけるそれぞれの不用額の積み上げではあるんですが、障害福祉サービスについては12月の段階で、毎年国庫の確定が行われます。その際に年度末までの利用者見込を出すこととなりますが、障がいサービスについては利用者が来た場合にはサービスを提供しないといけませんので、例年各事業とも多めに見込みを出して算出しております。超過額、もしくは不足額が出た場合は次年度精算によって、また国庫のほうで精算となります。以上です。

○ 委員長 西平 一 保険予防課長。

○ 保険予防課長 仲榮真 修 衛生費のほうなんですけれども、117ページ、118ページをお開きください。衛生費全体では1,300万円余りの不用額が出ておりまして、そのうちの900万円余りが予防費のほうで不用額となっております。その主な内容といたしましては、予防接種の中に子宮頸がん等ワクチン接種事業というのがございまして、これ補助金等も絡んである事業なんですけれども、補助金等の絡んだ事業を含めて500万円余りの不用が出たということで、4年ぐらい前から補助金等も活用している関係上、該当者は毎年上がってくるんですけれども、以前よりも普及率が増したということです。当初予定していた人数よりも少なかったということで900万円のうちの500万円の不用額が出ております。あとインフルエンザ予防接種事業のところでも200万円の余りの不用額が出ております。これも平成20年度から新型インフルエンザの流行に伴いまして、

平成20年、平成21年度は補助事業を活用したんですけれども、平成22年度以降、ご存じのように全町民を対象にしたインフルエンザ事業を単費で行っておりまして、全住民に対してある程度の掛け率で予算措置しておりましたが、これも時期的な流行等もありまして、去年度は予定よりも少なかったということで約200万円余りの不用額が出ておりまして、先ほどの子宮頸がんワクチンの540万円とインフルエンザ予防接種の200万円余りで約700万円等々が主な不用額、約1,300万円のうちの主な不用額の要因となっております。

○ 委員長 西平 一 商工観光課長。

○ 商工観光課長 宮城 健 ご説明いたします。

5 款の労働費、その中で324万6,000円余りの不用額が出ておりますが、これは決算資料の中の126ページ、その中で主に重点雇用関係の県から100%補助の労働費であります。その中でどうしても募集をかけたり、予定していた人数を7名というふうな形が実際来たのは5名とか、そういった人数の減とか、執行の1カ月、2カ月のおくれとかがあつて、年度内で300万円余りの不用額を出しております。以上です。

○ 委員長 西平 一 産業振興課長。

○ 産業振興課長 伊野波盛二 6 款農林水産業費、1 項農業費のほうで1,181万2,000円余りの不用がありますが、平成24年度かなり農業振興費のほうで補助事業等を行っています。農業関係では花卉に対して花ボロの機械の補助、それから野菜農家に対してビニールハウスの補助、あるいは水納島のトラクターの補助など、そしてまた畜産関係では特定経営組合に対しての畜産機械の補助、また林業費については林業構造改善事業、漁業に対しては漁業生産安定事業等いろいろな事業をやっていますが、主にその入札残でありますとか、そういうのが不用となっておりますが、農業費のほうではハウスのほうで1 件申請者が辞退したということもありまして不用が出ております。以上です。

○ 委員長 西平 一 商工観光課長。

○ 商工観光課長 宮城 健 説明いたします。

7 款商工費、6 ページ、285万円の不用額ですが、ページをめくっていただいて、148ページ、その中で観光振興費、150ページ、205万円余りの不用額が出ております。以上です。

○ 委員長 西平 一 建設課長。

○ 建設課長 屋富祖良美 5 ページ、6 ページの土木費、不用額主なものが道路橋梁費の1,745万円余りなんですけれども、159ページ、160ページの道路新設改良費の15節工事費、公有財産、工事費で1,300万円余り、公有財産で300万円、この分に関しましては山里儀間線の工事の事業の同意が得られない方がおりまして、その工事できなかった箇所分です。

○ 委員長 西平 一 教育委員会事務局長。

○ 教育委員会事務局長 仲宗根 章 教育委員会です。7 ページ、8 ページをお願いします。8 ページの約2,800万円の不用額ですが、180ページお願いします。小学校費の校舎建築の分と、198ページ、幼稚園の分で約500万円。校舎建設の園舎建設の入札残となっております。以上です。

○ 委員長 西平 一 大城正和委員。

○ 委員 大城正和 今担当課のほうから急ぎ、この説明はありましたけれども、それぞれ理由があるでしょう。しかし拾い集めて積み重ねれば、これだけの金額がやっぱり不用額が出てくるということは、もう少しシビアにお互いが気を配る必要があるのではないかなど。例えば最終補正がありますよね。3月、そのあたり減額するとか、それからまた組み替えをするとか、流用するとか、項目において流用できるものについてやるとか、単年でしっかり執行してもらおうということを念頭に置かないと、ただ、余ったらすぐそのまま不用に回せということでは、もう少し緊張感を持って、このあたりの不用額を圧縮していただきたいと思います。

それと1点だけ。農林のほうのいろいろ事業があって入札残とかもあるという説明でしたけれども、1点だけ私は前に聞き忘れたのかどうかわかりませんが、水納島のトラクターというのはどういう事業で、その内容をちょっと教えてもらえませんか。どういうところへトラクターが行っているのか、どういう事業があったのか。不用額幾ら出したのか。この1点だけ。

○ 委員長 西平 一 産業振興課長。

○ 産業振興課長 伊野波盛二 12番 大城委員にご説明いたします。

水納島のトラクターの事業なんですけれども、平成24年度の一括交付金を活用しまして、水納島産業創出支援事業ということで、これは水納島で4戸の農家で機械利用組合をつくりまして、その組合に対してトラクター1台を補助しております。事業費といたしまして、総事業費で262万4,790円、うち町からの補助が236万2,000円、自己負担が26万2,790円ということになっております。

○ 委員長 西平 一 休憩いたします。

休憩 (午後3時03分)

再開いたします。

再開 (午後3時04分)

総務課長。

○ 総務課長 上原新吾 12番 大城委員にご説明します。

水納島の農業機械利用組合でやった、一括交付金でやった事業ですが、予算額は300万円で、町が補助金として流したお金が236万2,000円、自己負担が26万2,000円で合計、総事業費が組合の自己負担分も合わせた事業費が260万円、町がかかわったお金というのは予算化したのは236万円ですので、支出した額ですね。不用額としては約60万円余り、この236万円の内訳といたしましては、80%は国から県に入ってくると。また残りの10%については県が独自に支援する10%、残りの10%については特別交付税で措置するというような財源の内訳になっております。

○ 委員長 西平 一 ほかに質疑ありませんか。石川博己委員。

○ 委員 石川博己 この決算の中で出てきている翌年度への繰り越しということで、繰越明許費で12億円も繰り越しをしているんですけれども、今年度になって繰越明許をした事業どれだけ進捗しているのか、説明を願いたい。繰り越しをすれば年度末までに処理をすればいいという問題ではなくして、これは年度当初から事業ができる体制でなければおかしいのではないかと思いますので、おのおの各項目ごとに説明をお願いします。

○ 委員長 西平 一 総務課長。

○ 総務課長 上原新吾 それでは私のほうでちょっと全体を申し上げて、各事業については各担当課長のほうから進捗状況を説明させたいと思います。繰り越し事業といたしましては、新庁舎から本部幼稚園建築事業まで合計で16事業繰り越しをしております。まず総務のほうから新庁舎建設事業、これは設計のほうです。今議会で工事請負契約のものを議案として上げたものなのですが、それにかかる設計委託のものですが、これは7月末に完成をしております。それと海拔表示についても総務課の所管ですが、すみません、金額を言いますが、新庁舎が事業費として7,500万円のうち繰越額が4,600万円です。その部分は既に完成しております。海拔表示については事業費として470万円のうち繰り越しが117万円、これも4月末で完成をしております。

○ 委員長 西平 一 企画政策課長。

○ 企画政策課長 安里孝夫 石川委員にご説明いたします。

北部広域ネットワーク整備事業3億5,280万7,000円、契約しておりまして事業執行を現在しているところでございます。年度内完成に向けて今、動いております。今ですね、NTTの電柱に対する共架添架について申請の許可待ちという状況になっております。市場駐車場整備事業2,806万4,000円、地主と今交渉をしているところで詰めの段階に入っているところでございます。以上です。

○ 委員長 西平 一 産業振興課長。

○ 産業振興課長 伊野波盛二 13番 石川委員に説明します。

熱帯バイオマス有効活用事業、事業費が1億605万4,000円、そのうち繰越額が2,283万5,000円、こちらのほうは繰り越しをしまして、5月に事業完了をしております。現在施設としてはバイオマスの受け入れを行っております。今現在、産業廃棄物処理施設の許可の手続を県のほうと調整しております。それに半年ぐらいかかるということで、年度いっぱい受け入れはやるんですが、産業廃棄物処理施設としての供用開始は来年度4月ごろというふうになる見込みです。以上です。

○ 委員長 西平 一 建設課長。

○ 建設課長 屋富祖良美 農業転出強化基盤整備事業、事業費で7,665万3,000円、繰り越しで3,591万7,000円、その分に関しては来月工事のほう発注予定であります。続きまして、八重岳及び町有公園美化推進事業、これに関しては委託を、きのう現場説明を終わったところであります。観光アクセス道路整備事業に関しては、これは完了しております。あと健堅本部落線道路改良事業なんですけれども、今2名の方が契約済みで、あと抵当権関係がある方が何名かおまして、今180メートルぐらい、10月に発注予定であります。あと石川謝花線改良工事事業、これに関しては1億8,100万円繰り越しなんですけれども、北部振興連携事業で、振興策事業で交付決定のおくれなんですけれども、それもあるんですけれども、今用地単価のほうが見直しで今度から1筆、1筆見るようにということで、今その単価の見直しを1筆、1筆ですね、その単価見直しをしております。それも11月には発注したいと思います。



○ 委員長 西平 一 教育委員会事務局長。

○ 教育委員会事務局長 仲宗根 章 教育委員会、決算書の180ページお願いします。2億3,900万円、小学校費、これは本部小学校の校舎改築の分でございます。既に完成しております。供用開始しております。すみません、小学校は体育館も含めて供用開始をしております。続きまして、198ページ、幼稚園費1億3,400万円の繰り越し、こちらは幼稚園の園舎でございます。こちらも完成しております供用開始をしております。以上です。

○ 委員長 西平 一 建設課長。

○ 建設課長 屋富祖良美 大変すみません。備瀬のフクギのほうなんですけれども、それも指名審査を終わって、あと入札待ちであります。

○ 委員長 西平 一 石川博己委員。

○ 委員 石川博己 なぜ、その明繰りの件を説明させたかといいますと、翌年度繰り越しをしたというのは、年度末までに処理をすればいいという考えが今までであったのではないかなど。それが補助事業の中でも補助事業の年度というのがあるはずなんです。2年なら2年、3年なら3年、その間に事業ができなくて、執行できなかったというのが多々見受けられる。そういうことのないように今後は明繰りをした翌日の4月から皆さん方はこの執行に関して努力をすべきだろうというのがあります。そういう中で今後、こういうことがないようにしっかりとした体制の中で、明繰り事業に関しても早目、早目の執行をぜひとも頑張ってください。それが明繰りの大きな目的ですので、間に合わないから皆さん方は明繰りで予算を翌年度に繰り越すんですから、余りにも大きすぎる。この12億円という金額が本来ならばこの年度に執行されていなければいけない事業なんですけれども、いろんな事情があってそれはおくらせているというのは理解できます。ただ、そういう中でもう1点、皆さん方にぜひとも肝に銘じていただきたい点は、議会から不用額の件で指摘を受ける。そうすると各課によっては不用額を出して議会でいろいろとやかく言われるよりは、いろいろな買い物をしたほうがいいのか、予算執行をしたほうがいいのかということで、備品費とかそういうものが消費をしてしまうような傾向もあるかもしれない。そういうことはぜひやめていただきたい。しっかりとした必要性のあるものをしっかりと整備をしていく。不用額を出すのは何も恥ずかしいことでもないし、そういうものはしっかりとした執行体制を各課長、しっかりととっていただきたい。そういうぐあいに考えます。決算ですので、とにかく明繰りも含めて、執行体制についてはしっかりと頑張ってくださいと思います。その点について町長どのようにお考えですか。

○ 委員長 西平 一 町長。

○ 町長 高良文雄 議員言われるとおりでありまして、繰り越しは当然早目に、これはもう執行しないといけないというふうなことで、それを早目にやらないと、また当該年度の事業もまたおくれが出て、また繰り越しがきけばいいんですが、そういうことにならないように、委員おっしゃるように物理的な部分、例えば土地の問題とか、あと国のいわゆる許可待ちだとか、そういうことは置いておいても、できる分は言われるように早目、早目の事業執行に常に心がけていき

たいなと思っております。不用額についてもあえて委員おっしゃっていましたが、当然そういう形で私どもは予算の措置から始め、そういう決算まで含めてしっかりと予算管理はしてまいりたいなと思っております。

○ 委員長 西平 一 ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第57号 平成24年度本部町一般会計歳入歳出決算認定について、お諮りします。

本案は、認定すべきものとしてご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第57号 平成24年度本部町一般会計歳入歳出決算認定については、認定すべきものと決定いたします。

これで本委員会に付託された事件は、すべて終了しました。

これで決算審査特別委員会を閉会いたします。

閉 会 (午後 3 時22分)

本部町議会委員会条例第27条第1項の規定に基づき署名する。

平成24年度決算審査特別委員会

委員長 西平 一